

令和7年

# 議会運営委員会会議録

とき 令和7年2月18日

品川区議会

令和7年 品川区議会議会運営委員会

日 時 令和7年2月18日(火) 午前10時30分～午前11時27分  
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 まつざわ和昌 副委員長 若林ひろき  
副委員長 大倉たかひろ 委員 せお麻里  
委員 西村直子 委員 こしば新  
委員 この孝子 委員 塚本よしひろ  
委員 松永よしひろ 委員 山本やすゆき  
委員 安藤たい作 委員 石田ちひろ  
委員 須貝行宏

その他の出席議員 副議長 あくつ広王

委員外議員 議員 石田秀男

出席説明員 堀越副区長 柏原区長室長

事務局職員 大澤区議会事務局長 横田庶務係長  
黒肥地議事係長 吉田調査係長

○午前10時30分開会

○まつざわ委員長

ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

本日の予定は、お手元に配付の予定表のとおりです。

渡辺議長におかれましては、議長会に出席されていますので、ご承知おきください。

---

1 令和7年第1回定例会について

(1) 理事者から発言を求められている件について

○まつざわ委員長

それでは、予定表1、令和7年第1回定例会についての(1)理事者から発言を求められている件についてを議題に供します。

本件につきまして、副区长より説明願います。

○堀越副区长

おはようございます。本日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。

本定例会にお手元に配付の9議案を追加提案させていただき、ご審議を賜りたく、この場をお借りいたしまして説明をさせていただきます。

最初に、品川区長および副区长の給与および旅費条例の一部を改正する条例、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例および学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、一括してご説明いたします。

これら3議案は、区長および副区长の旅費の種類について、国家公務員の指定職の職務にあるものを参考として定めているところ、国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたこと等を踏まえ、旅費の種類を改める条例改正を行うものであります。また、附属機関の構成員等の旅費の種類も併せて改めるため、関係する5条例の改正を行うものであります。このほか、国家公務員等の旅費支給規程を引用している条に移動が生じたことから、規定を整備するものであります。

次に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例および幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、一括してご説明いたします。

これら3議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律および次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が公布されたことを踏まえ、職員の仕事と育児、介護の両立を推進するため、それぞれの条例に所要の改正を提案させていただくものであります。第1に、育児を行う職員に係る超過勤務の制限の対象となる子の年齢を見直すものであります。第2に、配偶者等の介護を行う職員に係る介護両立支援制度等に関する措置を定めるものであります。第3に、子の看護のための休暇の取得事由を拡充することに伴い、規定を整備するものであります。

次に、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例および幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、一括してご説明いたします。

これら3議案は、国との均衡を踏まえ、定年前再任用短時間勤務職員等に対し新たに住居手当を支給することのほか、刑法が改正されたことに伴い規定を整備するものであります。また、学校教育職員の給与に関する条例においては、区固有教員に指導教諭の職を創設する改正を行う提案をさせていただく

ものであります。

説明は以上でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

**○まつざわ委員長**

説明が終わりました。本件につきましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○まつざわ委員長**

ないようですので、質疑を終了いたします。

堀越副区長、ありがとうございました。

**○堀越副区長**

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

〔副区長、区長室長退席〕

**○まつざわ委員長**

ただいま副区長から説明がありました件につきましては、後ほど局長から案内がありますが、私からも簡単に説明させていただきます。

これら9議案については、この後、議事日程を確認しますが、本会議3日目の2月21日に上程となります。また、さらに追加で提案される予定の議案につきましては、明日午後0時45分から追加で議運を開催し、内容について理事者にご説明いただくこととなりますので、ご予定いただきたいと思えます。

それでは、以上で本件を終了いたします。

---

**6 ICT推進会議からの報告事項について**

**○まつざわ委員長**

次に、予定表の順序を入れ替えまして、予定表6のICT推進会議からの報告事項についてを議題に供します。

議会資料の配付方法について、ICT推進会議の石田秀男リーダーよりご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

**○石田（秀）議員**

おはようございます。それでは、ICT推進会議から議会資料の配付方法の変更についてご報告いたします。

会議資料の電子化については、かねてよりICT推進会議で協議を重ねてきたところであります。資料No.31をご覧いただければと思います。配付方法欄の黄色の部分について、電子での配付に一本化するべく協議をいたしました。紙の資料のほうがよいという議員もいることなどから、電子配付の一本化に反対する意見が出されたため、電子配付に一本化した場合でも、紙の資料を1部事務局に用意して、紙の資料が必要な議員が印刷できるようにするという折衷案を提示いたしました。全会一致を目指して議論いたしましたが、どうしても一致には至りませんでした。

品川区議会では、平成29年にタブレットを導入して以来、議会資料の電子化について、ICT推進会議で数年にわたって長らく協議してきたことを踏まえ、今回の協議事項については、決を採って決めることといたしました。その結果、賛成多数で、先ほどお話しいたしました資料No.31の黄色の部分は、電子での配付に一本化するべきという結論に至りました。

なお、適用時期については、本会議関係は第2回定例会から、委員会関係は、4月に開催されるであろう議会閉会中の委員会からと考えております。

また、電子配付に一本化した場合でも、紙の資料が欲しい議員のため、先ほどもお話した折衷案として、紙の資料を1部、事務局に用意することにしたいと考えております。また、電子化の拡大に伴い、議会運営委員長と相談した結果、申し合わせ確認事項の「第17 ペーパーレス会議」および「第2本会議」の「6 議案発送および施政方針」を、資料No.32のとおりにしたいと考えております。

以上が報告であります。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○まつざわ委員長

説明が終わりました。ただいまのご説明に対しご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○安藤委員

質問ではないのですが、態度表明といえますか、意見表明をさせていただきたいのですが、まず、ICT推進会議当日も、私はメンバーなので出させていただいたのですが、共産党が反対をして、また採決を採るということにも反対の態度を示させていただいたのですが、それにもかかわらず、全会一致で進めるとの議会改革の会議体のルールを破って今回こうした決定がされたということに対して、強く抗議したいと思います。

その上で、今回の決定の問題点を私たちとしてどういうふうに考えているのかを述べたいのですが、まず大前提として、ICT推進会議は一連の議会改革の会議体の一つであります。議会改革の本丸というのは、議会審議の充実であると考えておまして、その環境を整えることが改革であって、その環境を損ねることは改革の名に値しないと考えています。

現在、多くの議員にとって委員会審査の際の資料というのは、紙に印刷されたものを持ってきて、それに線を引いたりメモをしたりと、そういう実態があると思います。委員会に出席して周りを見ると、大体そうなっています。それは、その議員にとって頭に入っていきやすいですか、審議がしやすいからという理由があるからだと思います。私は、せめて調査をして、正確な実態を把握してほしいともお願いしたのですが、リーダーは必要ないと明言されまして、断られてしまいました。実態から見れば、今この時点でほとんどを電子化する制度変更を実施すべきときではないことは明らかなし、資料を電子化することは、結局、紙を使って審査している多くの議員にとっては、新たな手間を増やさせることにもなりますし、審議環境を悪化させることであり、改革どころか改悪そのものだと思います。

また、議会事務局の負担軽減という議論も何回もされておりましたけれども、議員というのは区民を代弁して審議するのですから、その議員の審査環境を整えるということは、私は議会事務局の中心的な仕事だと思いますけれども、そして、併せてその費用を担っているのは議会費だと思っています。事務局の負担を軽減する重要性というのはもちろんあると思いますけれども、それであるならば、必要な増員をはじめ、労働環境の改善こそ行うべきではないでしょうか。

また、議員が自らの政務活動費で資料の印刷・コピー代を負担するというのは、それによって、本来使えなかった政務活動費を圧迫するという問題もあります。この点からも、審議に最低限必要な環境をつくるこの環境づくりというのは、議会費をきちんと使って、事務局で支えていただきたいと思います。

したがって、共産党としては、議会改革に逆行し、実態にも合わない本提案には反対でございます。

以上が反対理由と態度なのですが、共産党としては、反対だけではなく提案も行ってまいりました。

具体的には、一度議員全員に事務局の方に希望を聞いてもらい、印刷部数を決めて、一度決めた印刷部数で、その部数だけ紙の資料を用意してもらおうというものです。希望者の議員はそれを事務局に取りに行くというふうにしたらいということ、紙での資料を必要とする議員の希望も尊重されますし、かつ事務局の負担も最小限に抑えられる案というのを具体的に提案したのですが、これも残念ながら受け入れられることはなかったということでございます。そのことも付け加えさせていただきます。

**○まつざわ委員長**

ほかにご意見はありますか。

**○こしば委員**

先ほど石田秀男リーダーからご報告がありましたとおり、これまでICT推進会議で協議を重ねてきて、その協議事項について決を採ると判断され、それで、賛成多数で電子での配付に一本化すべきという結論に至ったということで、その結論を尊重すべきと考えます。

**○まつざわ委員長**

ありがとうございます。

ほかに。

**○須貝委員**

うちの会派が言うのはいかがかとは思いますが、ICTの推進ということで、目標を定めてタブレットを導入したわけですね、貴重な財源の中で。議会でこういうふうに持っていきこうと、ICT化に。それに対して、電子化と紙と、いろいろ話がありましたが、やはり将来的には電子化に持っていくと、スタートはそういう話で進めてきて、皆さん、協力していくという話になったわけですよ。

これだけ年月をかけて、タブレットを導入してからもう数年、結構たつと思うので、そうしたら、もうそろそろ品川区議会としてもやはり電子化というのをどんどん推進していかないと、何をやっているのだという区民からの批判も、私は受けるのではないかと思います。だから、今回の石田秀男リーダーの考え方、またそこに所属する委員の方々の考え方は、私は間違っていないと思います。

**○まつざわ委員長**

ありがとうございます。

ほかにご意見は。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○まつざわ委員長**

それでは、先ほどの石田秀男リーダーからのご説明のとおりとする意見が多いため、議会資料の配付方法につきましては、資料No.31に記載のとおり、本会議関係資料については第2回定例会から、委員会関係資料については、4月に開催されるであろう議会閉会中の委員会から変更するとともに、申し合わせ確認事項については、資料No.32のとおり改正することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○まつざわ委員長**

それでは、さよう決定したいと思います。

申し合わせ確認事項については、委員会終了後、サイドブックスに掲載しますので、ご確認をお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

石田秀男リーダー、ありがとうございました。

## ○石田（秀）議員

ありがとうございました。

[石田（秀）議員退席]

---

### 1 令和7年第1回定例会について

(2)意見書（案）について

## ○まつざわ委員長

次に、予定表1の令和7年第1回定例会についてを再度議題に供し、(2)意見書（案）についてを行います。

本件につきましては、①として、資料No.10のとおり、自民党・無所属の会提案の意見書案と、②として、資料No.10-2のとおり、共産党提案の意見書案が議案の形式で出されております。

本日は、まず自民から資料No.10を基に、前回示された案文からの変更点や議案の提出者についてご説明いただき、その後、共産党から資料No.10-2を基に、意見書案の内容についてご説明いただきます。それぞれの説明後、質疑を行い、その後、今後の取扱いを確認したいと思います。

それでは、まず、自民からご説明願います。

## ○西村委員

この間様々、議員の皆様からいただいたご意見を踏まえまして、前回の議運で提出させていただいた以降の修正箇所について、ご説明させていただきたいと思っております。

まず、タイトルを含めまして、大きな変更箇所が、「選択的夫婦別氏（姓）」と書かせていただいていたところが、修正10か所中の6か所でございます。これを全て「選択的夫婦別姓」で十分通じるだろうと思ひまして、統一させていただいています。それ以外は、例えば最後の段落で、「品川区民のみならず国民すべてが」と記載しておいたものを、「品川区民を含む全ての国民が」と変更させていただくなど、文章の訂正の修正点が4か所になります。

提出者に関しましては、こちらの（案）にお示しさせていただいておりますとおり、記載をしております提出者の皆様からご賛同いただいております。

今後の流れですけれども、2月21日の金曜日、3日目に提出をしたいと思っております。提案説明はまつざわ委員長が行います。

## ○まつざわ委員長

次に、共産党からご説明願います。

## ○安藤委員

まず、共産党としても意見書案を出すことにいたしました。その経緯も踏まえてご説明したいと思うのですが、前回の議運で自民党・無所属の会から提案がありました。地方、区議会から選択的夫婦別姓に関する意見書が提出されていくということは、大変重要だと思っております。しかし、今の情勢に照らして少し不十分な内容であるために、共産党としては1月31日に、こちらとして考える案文を提出させていただきました。しかし、その後、提出された最終案は、最初の案文とほぼ変わりませんでした。

可能であれば、やはり全会一致による可決というのが望ましいと思っておりますので、共産党としては、さらに2月10日に一部修正案、表題に「法制化について」と入れるですとか、両論併記になっているのですが、制度に賛成の立場からの意見ももう少し補強する等、こういった修正案を提案しました。自民党・無所属の会に検討してもらったのですが、残念ながらそれは受け入れることはできないという

ご回答をいただきました。

私たちとしては、やはり高まる世論を踏まえて、また、ジェンダー平等条例を制定した品川区の区議会としても、選択的夫婦別姓の導入を求める立場からの意見書を可決すべきだと考えております。中野区や国立市、町田市、福生市などでは、制度の導入や法制化を求める意見書が可決されています。

以上の立場から、共産党として意見書案を提出させていただきました。内容をご確認の上、ぜひこちらにもご賛同、可決していただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

また、提案説明は私が行わせていただき、石田ちひろ議員から賛成討論も行いたいと思っておりますので、併せて申し出させていただきます。

最後に、採決の日程ですけれども、今回、議運の参考資料などを少し拝見させていただきました、かなり共産党と近いなと思ったのですが、区民委員会に同様の趣旨の請願がかかっておりまして、やはりその審査を経て、最終本会議で採決ということが望ましいのではないかなと思うのですが、それは日程の提案なのですが、併せてご検討いただければと思います。いかがでしょうか。

#### ○まつざわ委員長

それぞれの説明が終わりました。ただいまの説明に対しご質疑、ご意見等がございましたら、ご発言願ひします。

#### ○あくつ副議長

今、安藤委員から、請願・陳情の内容にまで触れてご発言がありましたけれども、これはまだ議会に付託されていないものであって、タイトルだけはもう既に資料の中に出ています、こうした公の場で、それをもって、それを根拠にお話をするというのはいかななものかということは、副議長の立場として申し上げておきたいと思ひます。

#### ○まつざわ委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○まつざわ委員長

ほかにないようですので、今後の取扱いについて確認いたします。

まず、これら2本の意見書案につきましては、資料No.10の意見書案を議員提出第1号議案として、資料No.10-2の意見書案を議員提出第2号議案として、2月21日の本会議3日目の中で取り上げ、議決することになります。

提案説明については、先ほどの説明にあったとおり、資料No.10の議員提出第1号議案についてはまつざわ議員、資料No.10-2の議員提出第2号議案につきましては安藤委員ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○まつざわ委員長

ありがとうございます。

また、議員提出第1号議案に対する賛成討論の申出がやなぎさわ議員から、共産党から説明がありましたとおり、議員提出第2号議案に対する賛成討論の申出が石田ちひろ議員からそれぞれ提出されておりますので、ご案内いたします。

#### ○安藤委員

日程なのですが、先ほど提案させていただいたのですが、区民からの請願がそういうタイトルで上



がっているわけですから、やはりそういった熟議を経て、議会として意見書案を定めても私はいいのではないかなと思うので、タイミング的に、3日目の本会議で可決しなくてはならない理由は私はないと思うので、やはり熟議するという意味でも、議論が行われるのは望ましいことだと思うのです。

なので、日程変更を提案させていただいたのですが、そこについては委員長、検討してもらえないでしょうか。

#### ○まつざわ委員長

申し訳ない。抜けていました。

今、安藤委員からお話がありましたけれども、あくつ副議長からのお話もありました。まだ実際に付託が決まっていない請願に関しては、付託が決まっていない部分もありますし、粛々とこのままの日程で進めていきたいと私は思っております。

#### ○須貝委員

ごめんなさい。さっき言えばよかったのだけれども、両方とも選択的夫婦別姓制度の早期実現を求め意見書ということで、自民党・無所属の会がきちんと出してやったところにまた共産党が、これでは足りないから云々ということを出しているということですが、同じ区議会で、今回、自民党・無所属の会が出したら、その内容で、みんなでそれを応援して国に求めるという、何かやはりそういう姿勢というのが僕は大事なような気がします。

こうやって2つ出すと、どっちは駄目になるのかもしれないけれども、私は今後、今、安藤委員が区民委員会ということまで踏み込んでしまっていますが、それを言うなら、その前にもう少し、今回は自民党・無所属の会に譲ってやって、また何かあったら一緒に皆さんで考えて、国にそういう意見を求めるということのほうが、私はきれいだったのではないかなという気がします。できれば安藤委員のほうで引いてもらうとありがたいなと、そういう意見だけです。

#### ○まつざわ委員長

ごめんなさい、今、事務局に確認しましたが、この議員提出議案については、議案を提出した人が日程を決めるという部分もありますので、そういう話ですので……。

#### ○安藤委員

皆さん、ご意見ありがとうございます。少しいろいろフライング的な、正確ではないところも言ってしまうと申し訳ないですが、今、委員長からご教示がありましたのと、須貝委員からのご意見もいただきました。

なので、まず、共産党の案は、付託される予定のものもあり、これから議論もありますので、最終本会議に提出させていただきたいというふうに変更してもよろしいですか。

やはり区民の皆さんからのご意見をいただいた上で議論もしっかりと踏まえてやっていくというのが、私は大事だと思うのです。なので、提出者ということで、時期を決められるということであれば、この場で申し訳ないのですけれども、変更をお願いしたいのですが。

#### ○まつざわ委員長

安藤委員、よろしいでしょうか。最終日に変更するというものでありましたら、今あるこの意見書を1回取り下げてください、再度提出していただく形になりますけれども、それでよろしいでしょうか。

#### ○安藤委員

では、そのようにさせていただきます。

**○まつざわ委員長**

では、今回は取り下げる。

**○安藤委員**

今回は取り下げます。

**○まつざわ委員長**

すみません、確認ですが、それで手続上は問題ないですか。1回取下げをしていただいて、もう一度提出する。

**○大澤区議会事務局長**

もう一度出していただいて、もう一度議運で確認という形になります。

**○まつざわ委員長**

今後の議運で確認をするということですね。

ありがとうございます。

すみません、やり直します。

議員提出第1号議案に対する賛成討論の申出が、やなぎさわ議員からありました。

次に、採決方法につきましては、起立採決ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○まつざわ委員長**

それでは、さよう決定いたします。

進行や採決方法については、後ほど議事日程の確認の中で改めて行いますので、よろしく願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

---

(3)議事日程(1)(2)(3)および追加議事日程について

(4)陳情の参考送付について

**○まつざわ委員長**

次に、(3)議事日程(1)(2)(3)および追加議事日程についておよび(4)陳情の参考送付についてを、一括して議題に供します。

それでは、本件について局長から説明願います。

**○大澤区議会事務局長**

資料No.11をご覧ください。第1回定例会は2月19日午後1時開議となります。日程第1、会期の決定について、2月19日から3月26日までの36日間といたします。初めに区長より施政方針説明があり、次に、日程第2、一般質問、代表質問からとなります。1番、まつざわ和昌議員、自民、休憩を挟みまして、2番、若林ひろき議員、公明、3番、大倉たかひろ議員、未来、時間はそれぞれ30分です。終了は午後4時40分を見込んでおります。

続きまして、資料No.13、議事日程(2)、2日目、2月20日午前10時開議です。代表質問の続きとなり、4番、鈴木ひろ子議員、共産、5番、須貝行宏議員、品改、それぞれ30分です。昼の休憩を挟みまして、午後からは一般質問となり、1番、ひがしゆき議員、未来、20分、2番、おぎのあやか議員、無所属、20分、休憩を挟みまして、3番、澤田えみこ議員、自民、25分、4番、この孝子議員、公明、20分となります。終了は午後4時10分を見込んでおります。

続きまして、資料No.15、議事日程（3）、3日目、21日は午前10時開議となります。日程第1、一般質問の続きとなり、5番、木村健悟議員、未来、20分、6番、西村直子議員、自民、25分、7番、安藤たい作議員、共産、20分、昼の休憩となりまして、休憩中に委員長会が開催される予定です。休憩後、8番、やなぎさわ聡議員、無所属、20分になります。

日程第2、第10号議案から日程第43、第51号議案の42件を一括して、堀越副区長からご説明があります。内訳としましては、条例議案が25件、契約議案が6件、事件議案が11件で、資料の右側に記載してございます各常任委員会に付託の予定です。

なお、資料No.18にございますが、第13号議案、第15号議案、第16号議案につきましては、人事委員会の意見聴取が済んでおりまして、回答は電子で配付いたします。

続きまして、日程第44、第1号議案から日程第47、第4号議案までの令和6年度各会計補正予算、日程第48、第5号議案から日程第52、第9号議案までの令和7年度各会計予算につきまして、9件を一括して新井副区長よりご説明がございます。その後、予算特別委員会に関する手続となります。まず、予算特別委員会の設置動議を諮り、予算議案9件を付託して、名簿により委員を選出します。本会議を休憩とし、委員会を開催して正副委員長の互選を行います。正副委員長の互選につきましては、後ほど確認いたします。その後、本会議を再開し、互選結果の報告という流れになります。

なお、第1号議案から第4号議案までの補正予算につきましては、予算特別委員会の3日目、3月7日金曜日午後1時から、中途議決のための本会議を開催いたします。また、本会議に先立ちまして、採決方法の確認のため、3月5日水曜日の予算特別委員会終了後に議会運営委員会を開催いたしますので、併せてご承知おきいただければと存じます。

次に、追加議事日程です。日程第1から第9まで、本日冒頭にご説明がございました議案につきまして、堀越副区長よりご説明があり、各委員会に付託予定となっています。

なお、資料No.19にございますが、第53号議案から第61号議案まで、人事委員会の意見聴取が済んでおり、こちらも回答を電子で配付いたします。

追加議事日程第10、議員提出第1号議案について、まつざわ和昌議員より提案説明がございます。資料に記載してございます日程第11につきましては先ほど変更がございましたので、こちらは削除となり、後ほど新たなものをお配りしたいと存じます。まず、日程第10の議場即決を諮ります。日程第10につきまして、やなぎさわ聡議員より賛成討論がございまして、その後、起立採決となります。

次に、議事日程（3）、日程第53、請願・陳情の付託でございます。資料No.15-2をご覧ください。期日までに提出されました請願・陳情で各委員会に付託されるものは、請願が6件、陳情が12件となっており、それぞれの付託予定先は記載のとおりでございます。

なお、付託先につきまして複数の選択が考えられるものについて、資料No.15-2の後に参考資料として添付してございます。参考資料①、インボイス制度に係る請願につきましては、これまで総務委員会で審査を行っていたため総務委員会となっております。参考資料②、選択的夫婦別姓制度に係る請願につきましては、戸籍制度に関するため区民委員会となっております。参考資料③と④につきましては、インボイス制度に係る調査を要望していることから、関連する内容として、併せて区民委員会となっております。以上4件につきましては、議長より議運で付託先のご確認をお願いしたいということでございます。

次に、資料No.20、防火水槽に関する陳情につきましては、災害・環境対策特別委員会への付託が想定されますので、議運でご協議いただいた上で、議決が必要となります。

資料No.15-2にお戻りいただきまして、陳情第10号、再開発準備組合に係る陳情につきましては、本文中に個人名等の配慮を要する情報が含まれるため、閲覧用の資料については該当部分を黒塗りとします。委員会での配付資料は該当部分分かるよう見え消しとしますので、ご質疑の際はご留意をお願いいたします。また、委員会前後を含めまして、資料のお取扱いには十分ご注意をお願いいたします。

資料No.15にお戻りいただきまして、以上の議事日程で、終了は2時45分を見込んでおります。

次に、予定表(4)陳情の参考送付について、資料No.21から24になります。こちらは区外から郵送で提出される陳情、意見書等を求める陳情に該当するものでございますので、それぞれ記載の委員会への参考送付を予定しております。

#### ○まつざわ委員長

説明が終わりました。ただいまの局長の説明についての質疑等の確認に入る前に、未来の山本委員から発言の申出がありましたので、ご発言願います。

#### ○山本委員

委員長、ありがとうございます。当会派の木村議員が、現在も歩行が難しく車椅子を利用している状況です。つきましては、前回に続きまして車椅子で本会議に出席すること、採決時の起立が難しいため、賛成は挙手によるものとしていただきたいということ、さらに、今回の一般質問では車椅子で演壇に登壇すること、以上の3点をご了承いただきたく存じます。

なお、演壇への登壇には、区議会事務局の方々にご協力をいただきたいと考えております。ご検討をよろしくお願いいたします。

#### ○まつざわ委員長

ただいま未来の山本委員から申出がありました。木村議員に関する対応について、ご了承いただきたいと思えます。併せまして各会派での周知をお願いいたします。

それでは、先ほどの局長のご説明に対してご質疑等がある方は、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○まつざわ委員長

ないようですので、先ほど確認したとおり、追加議事日程の日程第10については起立採決となりますので、資料No.15の起立採決の欄に丸をつけていただき、採決方法につきまして、各会派での周知をお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

---

## 2 予算特別委員会について

- (1)予算特別委員会の設置について
- (2)正副委員長の互選について
- (3)総括質疑および意見表明の氏名報告について
- (4)意見表明の原稿提出(区議会だより用)について
- (5)黙祷の実施について

#### ○まつざわ委員長

次に、予定表2、予算特別委員会についての(1)から(5)までを一括して議題に供します。

本件について、局長より説明願います。

#### ○大澤区議会事務局長

資料No.25をご覧ください。予算特別委員会設置に関する動議でございます。こちらの提出者は、議会運営委員会の委員としてございますので、ご確認をお願いいたします。

4の組織でございますが、委員は議長を除く38名とし、資料No.26が委員の名簿となっております。

予定表(2)正副委員長の互選についてです。2月21日の本会議休憩中に、第1委員会室で行います。委員会条例第8条第2項の規定により、須貝委員に臨時委員長をお願いいたします。須貝臨時委員長が委員長を指名推選し、委員長にご挨拶いただきます。その後、委員長が副委員長2名を指名推選し、副委員長のご挨拶となります。次に、委員長が理事を指名し、各理事のご挨拶があり、閉会となります。

(3)総括質疑および意見表明の氏名報告ですが、予定表に記載のとおり、3月7日金曜日までに事務局をお願いいたします。

(4)意見表明の原稿提出は、3月21日金曜日までにメールにてご提出をお願いいたします。資料No.27に様式がございますが、こちらのデータを幹事長宛てにお送りいたします。

(5)黙祷についてです。3月10日、東京都平和の日、予算特別委員会4日目、民生費の日でございますが、午後2時から1分間の黙祷が行われます。また、3月11日、予算特別委員会5日目、衛生・産経費の日でございますが、例年、東日本大震災の黙祷を実施しております。今年の依頼はまだございませんが、実施が見込まれており、午後2時46分から1分間の黙祷が行われます。直近の質問者の質問終了後に休憩とし、黙祷を実施、その後、委員会再開の流れを見込んでおりますが、進行状況によりましては、質問の途中で休憩を入れさせていただく場合もございますので、ご承知おきください。

続きまして、2月6日の理事候補者会にて確認された事項についてご報告いたします。これまで委員会中は、在室を基本としながらも、感染症予防の観点から、控室で審査を聞くことを可とてまいりましたが、今回より委員全員の在室を基本とすることが確認されましたので、改めて確認をお願いいたします。

#### ○まつざわ委員長

説明が終わりました。ただいまの説明に対しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○安藤委員

2点あるのですが、1点目は、(4)の意見表明の原稿提出の締切りですが、総括質疑、意見表明を行ったばかりでその日のうちに提出するというのが、実務上も厳しいのと、あと、やはりその日の審査を反映するのが大変難しいということで、改善が必要なのではないかと考えております。昨年の特前の議運でも意見を述べさせていただいたのですが、その際は、事務局と当時の正副委員長とで検討しますというご答弁だったのですが、何か検討などは行われたのでしょうかということ伺いたいのと、あと引き続き改善の努力もお願いしたいのですが、いかがでしょうかというのが1点目です。

2点目は、新年度予算案の審議がこれからですけれども、共産党としては、今年も区長の予算編成権を侵さない範囲の金額で、また検討が可能な時間を持てるような時期も見定めて、予算修正案を提出したいと考えております。その際は、ぜひご審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### ○大澤区議会事務局長

意見表明の原稿でございますけれども、区議会だよりの印刷の都合上、できるだけというか、引き延ばしてもこの期日にしていただかないと、区民の皆様にお知らせする時期が遅くなってしまいますので、ご協力をお願いしたいと存じます。どうしてもというときは、個別に事務局にご相談ください。

#### ○安藤委員

ありがとうございます。そうですね、なかなか難しいとは思いますが、できるところで、審査の内容を反映させるという意味でも、何とか改善できないかなという思いは引き続き持っております。

○まつざわ委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○まつざわ委員長

ご質疑がなければ、まず、予算特別委員会の設置について、表記のメンバーを提出者として動議を出すことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○まつざわ委員長

ありがとうございます。

正副委員長互選につきましても、先ほどの局長の説明のとおりでございますが、本件につきましてもご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○まつざわ委員長

それでは、さよう決定いたします。

なお、総括質疑および意見表明の氏名報告と意見表明の原稿の提出につきましては、予定表に記載のとおり、黙祷の実施につきましては、先ほどの局長の説明のとおりでございますので、各会派での周知をお願いいたします。

また、理事候補者会での確認事項も徹底いただきますよう、改めまして各会派での周知をお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

---

### 3 品川区議会個人情報保護に関する条例について

○まつざわ委員長

次に、予定表3、品川区議会個人情報保護に関する条例についてを議題に供します。

本件につきましては、前回の当委員会で、番号利用法および刑法等の一部改正に伴い、引用する条項および罰則に関する規定の改正および規定の整備を行う必要があることから、資料No.28の新旧対照表を案としてお示しいたしまして、各会派に持ち帰ってご検討いただき、本日、改めて議論することとしておりました。

本日は、各会派における検討の結果について、ご意見を伺っていきたいと思います。

それでは、ご意見等がありましたらご発言願います。

指名してよろしいですか。自民から。

○こしば委員

賛成です。

○塚本委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

## ○安藤委員

基となる刑法等の一部改正については、刑法の根幹を変える重大な改悪だと、共産党も反対しているのですが、今回は、法が変更されたことによる文言整理ということで、実際の個人情報の取扱いに変化はないということですので、賛成いたします。

## ○須貝委員

賛成します。

## ○まつざわ委員長

様々なご意見、ありがとうございました。

それでは、本件につきましては、資料No.28の改正案のとおり決定することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## ○まつざわ委員長

それでは、この案のとおり決定いたします。

本件につきましては、3月26日の本会議最終日に議題とし、議決することとなります。つきましては、3月25日の議会運営委員会で案文形式でお示ししたいので、①議運委員を提案者とするかどうか、および②議案に対する態度（賛否）の2点について、3月7日金曜日までに事務局へご報告ください。よろしく願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

---

## 4 品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例について

### ○まつざわ委員長

次に、予定表4、品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例についてを議題に供します。

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、先ほど副区長から説明がありましたが、区において旅費に関する各種条例の改正が提案されております。議会においても、本件条例に旅費に関する規定があるため、改正に向けて協議を行いたいと思います。

本日は、局長から資料No.29の新旧対照表案を基に、改正の概要についてご説明いただき、一度各会派で持ち帰って協議の上、次回以降の議運で改めて議論したいと思います。

それでは、まず、局長からご説明願います。

### ○大澤区議会事務局長

資料No.29をご覧ください。先ほど副区長からご説明がありましており、国家公務員等の旅費に関する法律の改正により、区長、副区長の旅費に関する条例が改正されます。議員の費用弁償につきましては、区長の旅費によっているところから、併せて条例の改正が必要と存じます。

主な変更点といたしましては、日当が宿泊手当となり、1日につき3,000円とされていたものが、1夜につき2,400円となります。なお、食事つきの場合は減額規定がございます。

宿泊料につきましては、これまで1万3,100円と定額でございましたが、実費額となります。なお、実費については上限額がございまして、こちらは都道府県ごとに上限額が規定されております。

本条例の改正につきましては各会派でご協議いただき、ご意見がございましたら、2月28日までに事務局にお知らせください。3月5日の議運で協議し、議員提出議案として最終日、3月26日の議決を見込んでおります。

## ○まつざわ委員長

説明が終わりました。先ほどご案内しましたとおり、本日のところは一度各会派に持ち帰っていただき、3月5日の議運で、各会派からの意見を踏まえ、改めて議論したいと思います。各会派におかれましては、ご意見等がありましたら、2月28日金曜日までに事務局にご報告願います。なお、先ほどの局長の説明のとおり、3月26日水曜日の第1回定例会最終本会議において、議員提出議案として提案し、議決することになります。

以上を踏まえた上で、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## ○まつざわ委員長

ないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

## 5 令和7年第1回臨時会および第2回定例会の日程について

### ○まつざわ委員長

次に、予定表5の令和7年第1回臨時会および第2回定例会の日程についてを議題に供します。

局長よりご説明願います。

### ○大澤区議会事務局長

資料No.30をご覧ください。まず、第1回臨時会でございますが、会期を1日、5月27日午後1時からとしております。議会運営委員会が5月26日10時半です。

次に、第2回定例会ですが、会期を14日間とし、本会議は6月26日1時、27日10時、最終日を7月10日1時としております。常任委員会は6月30日、7月1日の10時です。議会運営委員会は6月25日、7月9日、10時半です。特別委員会は7月2日、3日の10時としておりますが、来期の特別委員会につきましては今後の協議となります。

### ○まつざわ委員長

説明が終わりました。本件につきましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## ○まつざわ委員長

ないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

## 7 その他

(1)議員への迷惑行為等への対応について

### ○まつざわ委員長

次に、予定表7、その他を議題に供します。

初めに、(1)議員への迷惑行為等への対応についてを議題に供します。

本件については、本日、議長が出張のため、副議長からご説明願います。

### ○あくつ副議長

議長に代わりまして、ご報告と伝達をお伝えさせていただきます。

議員への迷惑行為等への対応についてですが、2月5日、議長からの依頼で事務局から全員に送付いたしました「区議会議員への中傷メール等について」の表題のメールで、ご報告のご協力をお願いしましたところ、30名を超える議員から、脅迫とも取れるような同一内容のメールが届いていることが確



認できました。以上の件につき、所轄署である品川警察署へ相談し、情報提供をさせていただきました。

本件以外にも、メールでご案内をさせていただいたとおり、複数の議員について、デマや誹謗中傷、脅迫等がメールや電話により、区議会事務局、各議員および各会派などに届いております。数か月にわたる送信や、外部機関を含めた複数か所への送信、1日に数十件の送信など、執拗な攻撃も散見されます。

こうした事態を受けまして、議長、副議長、事務局等で相談をいたしまして、議員の心身の安全を守るため、このような誹謗中傷、脅迫をはじめとした刑法犯や、なりすまし、ハラスメントと考えられるような行為を含めた議員に対する迷惑行為に対しては、議会として厳正な対応を取るべきとの結論に至りました。

まず、議会ホームページのトップページに、議員への迷惑行為には厳正に対処するとの方針を示すことといたしました。併せて、区議会だよりの裏表紙に同様の掲載をいたします。また、昨年8月の議運でも報告いたしましたように、ハラスメント事案をきっかけとして、議会アドバイザーとして外部の弁護士へ相談できる仕組みを、来年度の議会費の予算案に計上しております。ハラスメント事案に加えまして、議員に対する迷惑行為への相談にも対応できるよう、現在、制度を整備中でございます。具体的には、品川区の人権擁護委員および区民相談員のご経験がある、品川区の事情に精通した弁護士と、どのような仕組みの構築が可能か、現在、話し合いを行っております。

以上、議員への迷惑行為等への対応についてご報告をさせていただきました。

続きまして、もう1点、公式行事への議員の遅刻と欠席についてということで、議長から伺っておりますので、この件についてもお伝えさせていただきます。

ここ最近、公式行事等で議員が開始時刻に遅刻をしたり、無断で欠席をする事態が散見されます。特に先日の公式行事では、先方に欠席の連絡が一切なかったため、主催者が配慮をして、議員の到着まで開会を遅らせようとする事態にもなりました。関係者が数年かけて周到な準備をされた地域の重要行事であったため、100名を超える出席者が全員そろおう中で、無断欠席した議員の席のみが空席となり、非常に目立っておりました。この状況を見かねて、議長に対し、同じ品川区議会議員としていたたまれないので、二度とこのようなことのないよう、議会にて厳重注意を行っていただきたいとの申出が、同行事に参加した複数の会派、複数の議員から議長にあったことをご報告させていただきます。

なお、このほかにも、議会として民間団体との約束の集合時間に大幅に遅刻し、先方にご迷惑をおかけしたとの事案も発生しており、品川区議会全体の信頼を失わせかねない事態となっております。

出席と回答している公式行事に時間どおりに出席する、体調不良等やむを得ない事情で遅刻・欠席する場合は、少なくとも事前に先方に連絡を入れて、おわびとともにその旨をお知らせするという事は、議会、議員として守るべきという以前に、ごく一般的な礼儀礼節であり、社会常識であることは言うまでもなく、このような注意喚起を議運の場で行わなければならない事態は、議長、また副議長として非常に残念であります。

本日、議運に参加されております各会派、また、無所属議員におかれましては、無所属議員は伝達になるとは思いますが、本人のみならず、品川区議会全体の信頼を失わせることのないよう、いま一度、公式行事等への欠席・遅刻、通常参加するというのが当たり前ですけれども、やむを得ない事情の欠席・遅刻に関しては、社会常識に照らして適切に行動していただくよう徹底をお願い申し上げます。

以上、議長からの伝達をお伝えさせていただきました。

○まつざわ委員長

ご発言が終わりました。本件につきましてご質疑等があれば、ご発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○まつざわ委員長

ないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(2)東京都後期高齢者医療広域連合議会の報告について

(3)令和7年度予算（議会費）について

(4)CATVの放送について

(5)その他

#### ○まつざわ委員長

次に、(2)東京都後期高齢者医療広域連合議会の報告についてから(5)その他までの4件を一括して議題に供します。

局長より説明願います。

#### ○大澤区議会事務局長

(2)後期高齢者医療広域連合議会について、議長に代わってご報告いたします。

1月28日の1定におきまして、議案12件が可決されました。内訳としましては、令和6年度補正予算2件、令和7年度予算2件、事件議案2件、条例議案6件です。審査項目、議案の資料は事務局にございます。

次に、(3)令和7年度の議会費予算です。資料No.33をご覧ください。表の上段、議会費の計でございますが、約8億3,000万円となっております。前年からの減額分は、主に議員の人数が減ったための報酬、政務活動費の減です。そのほかの主な増減といたしましては、議会運営費②の研修費は、回数増による増額です。⑧年報作成等の減は、令和6年度は防災備蓄食糧が含まれておりましたが、新しいものとの交換が終わりましたので、令和7年度は計上していないためです。⑩議会アドバイザー経費は、これまで政務活動費第三者機関の経費として計上していたものを、新規事業に付け替えております。議会運営上必要となる法的な見地からのアドバイス、相談に関し、弁護士等に依頼するための経費となっております。

議会広報費、①区議会だより発行は、定例会の周知ポスターを電子媒体にも掲載できるよう対応するための経費が増額されております。③ホームページ経費は、議会ホームページのトップページをリニューアルするための経費が増となっております。

次に、(4)CATVの放送について、資料No.34をご覧ください。予算特別委員会総括質疑の放送予定でございます。初回の放送が3月28日金曜日、再放送が30日日曜日の予定です。

(5)その他、予定表をご覧ください。①2月22日土曜日に、雨水ろ過槽の清掃がございます。午前8時半から午後4時まで、作業車のために駐車場の道幅が狭くなりますのでご注意ください。

②空調フィルターの清掃が3月8日土曜日午前8時半から午後4時まで予定されております。作業員の控室への立入りがございます。窓付近にすえ置き空調機の周辺の荷物をご移動いただくよう、お願いいたします。

その他でもう1点ございますけれども、議場のヘルメットにつきまして、新しいものを購入して入替えを行います。今あるものについては、傍聴用に傍聴席のほうに移動させていただき予定でございます。

#### ○まつざわ委員長

説明が終わりました。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○まつざわ委員長

ないようですので、ほかにその他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○まつざわ委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

次回は、先ほど確認しましたとおり、明日2月19日水曜日、午後0時45分からの開催としますの  
で、よろしくお願いいたします。

これもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

○午前11時27分閉会